

人員削減などの発注者体制の変化に応じた制度の変革を 発注者は意志を示せ



田崎忠行
論説委員
株式会社長大
会長

一連の談合事件を契機として、公共事業の入札方式は一般競争入札が原則となった。平成17年には公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が成立し、価格のみではなく品質を重視した入札制度が導入された。しかし入札手続きの透明性を重視するあまり、品質の評価も型にはまった評価、換言すればさほど技術的能力のない人でも出来るような評価が多くなってきている。その結果、折角品確法が出来ながら、品質の競争が活発化せず、低価格の競争が常態化している。恣意的要素を排除し、機械的な評価をすることが透明性確保だとするならば、評価プログラムでも作ってコンピューターに作業させた方がよほど効率的である。しかし公共工事の発注者は、品質の優れた業者を選抜することについて国民から負託を受けているのであり、この点で手を抜くのは発注者としての責任放棄である。

応札者の側から見れば、入札案件について企業や技術者の持つすべての技術力を投入して提出した技術提案が十分な吟味をされずに、最終的には価格競争で、落札できるか否かはほとんど運任せ、となればモチベーションの低下は必至である。提案した技術が採用された、という達成感が技術者を元気づけるのである。建設業界の若手技術者が共通して持っている不安、すなわち業界の将来が見通せない、というのはこのような入札の現状によるところも大なるのではなかろうか。無論案件によっては工夫の余地が少ないものもあり、比較的簡易な技術評価と価格で競争する、というものもあるであろう。しかし従来そのようなカテゴリーに分類されていたものであっても、土木工事は単品生産であり、提案する側から見れば工夫の余地が多いのも事実である。そもそも品確法では「発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない」という規定があるのであって、除外規定はあるものの技術提案があるのが原則なのである。

このたび品確法が改正され、発注者の責務がよりいっそう明確になった。これからは発注者が品質確保に一層取り組んでいかなければならないが、今まで所期の目的が達成できてこなかったことについてはいくつかの課題が指摘できる。まず発注者の体制が必ずしも十分ではない。多くの公共事業発注者が定員削減を余儀なくされ、かつて十分な手間を掛けていた業務も単

純化され、多くの業務は外注されている。このような状況のなかで、手間のかかる技術競争を活発化するについて抵抗があるのも理解できないわけではない。このためには重点を置く業務の再整理と同時に、CMの導入をもっと積極的に検討すべきではなかろうか。技術評価を実効あらしめるためには、その前段階である現場条件の精査、工期短縮、工費節減、環境対策など現場固有の課題に対する対応策検討のための条件整理、錯綜する設計、工事の工程調整などが必要であり、発注者側の立場に立ってこれらの業務を実施するCM業務は有効である。このような議論に対して、CMは発注者が従来実施してきた業務を代替するだけで、屋上屋を重ねることになり無駄ではないかという意見がある。しかしここでいうCMは、現状の発注者の体制では実施できてこなかった業務に新たな付加価値を与えるもので、単に従来業務の実施者が変わる、というものではない。より良い技術を発掘、開発するインセンティブを与えるものである。これを活用することにより、民間提案技術を実践する場が拡大し、技術開発の進展にも寄与するものと考えられる。

行政のアカウンタビリティが求められるなか、技術評価を定式化しておけば外部に対して説明しやすいが、個別判断の要素があると、その判断の根拠の説明が求められ、場合によっては恣意性を問われかねない、という意見もある。そもそも優れた技術、ユニークな技術は定式化した評価で必ずしも高い評価を受けるわけではない。当該技術固有の優越性がある場合が多く、これは個別に評価せざるを得ない。これを第三者に納得させるには、個別技術についてその利害得失を現場条件に合わせて評価する必要があり、評価の前提条件の整理や評価要素の検討など、評価の客観性向上にもCMの活用が有効である。

事業の大部分はさほど高度な技術が求められるわけではなく、一定水準以上の技術が担保されればあとは価格競争でよいのではないか、という意見もかなり多く聞かれる。しかしもう一度発注者責任の原点に立ち返ってみよう。発注者は当該事業でどのような政策目的を実現させようと考えているのか、そのための重要な着眼点は何か、現場固有の課題に対しどのような方向を目指しているのか、すなわち発注者の意志、意図があるはずである。これを工事や設計で実現するためには、その意志、意図を設計図書という形で明確にしたうえで、このためのもっとも適した契約相手を選択することが必然的に求められる。

今こそ発注者は、発注者に付託された役割を実現するために、今以上に明確な意志を持つべきである。